

保 0 3 1 3 第 7 号
平成 2 5 年 3 月 1 3 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令
の一部を改正する政令の施行について

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 年政令第 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成25年4月1日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきを願いたい。

記

第一 改正の趣旨

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）において、保険者による特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実効性を確保する観点から、各保険者における特定健診等の実施及びその成果に関する具体的な目標の達成状況等を勘案し、後期高齢者支援金の額を一定の範囲内で加算又は減算する制度が導入された。

同制度は、平成 20 年の施行時点では、施行当初から特定健診等の実施状況を評価することは困難であることから、平成 24 年度までは実施せず（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）附則第 15 条）、平成 25 年度から実施することとされている。このため、今般、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）の一部を改正し、概算後期高齢者支援金調整率及び確定後期高齢者支援金調整率の算定方法を規定するものである。

また、療養病床の転換を引き続き支援するため、病床転換助成事業等の延長の措置を講ずるものである。

第二 改正の内容

一 後期高齢者支援金の加算・減算について

1 概算後期高齢者支援金調整率に関する事項について

概算後期高齢者支援金調整率は、百分の百とすることとする。

2 確定後期高齢者支援金調整率に関する事項について

(1) 確定後期高齢者支援金調整率は、次の保険者の区分に応じ定める率とすることとする。

ア 加算対象保険者 百分の百・二三

イ 減算対象保険者 一から(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率

(ア) 当該各年度における全ての加算対象保険者に係る確定後期高齢者支援金の額の総額と当該各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額

(イ) 当該各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

ウ ア及びイ以外の保険者 百分の百

(2) 調整前確定後期高齢者支援金の額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、当該各年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とすることとする。

二 病床転換助成事業等の延長について

病床転換助成事業等の期限を平成25年3月31日から平成30年3月31日まで延長することとする。

第三 施行期日

改正令は、平成25年4月1日から施行すること。